

8) 研修プログラムサービス利用規約

・主要改訂内容

第3条 : 申込みの拒否等に関する項目を追加

第14条 : 申込みの拒否等に関する項目を追加

第15条 : 申込みの拒否等に関する条項を追加

該当箇所	旧	新	備考
第3条(サービス利用の申込み及び契約の成立)	一	<p>本サービスの利用を希望する場合には、本規約及びサービス資料に同意の上、所定の申込書により申込みの申し込みを、申込者は、本サービスを自らの役職員(以下「受講者」という。)に受講させる場合、受講者をして、本規約及びサービス資料に従わせるものとする。</p> <p>2 当社は、前項の申込み内容を審査し、これを承諾した場合に当社との間で本サービス利用に関する契約(以下「利用契約」という。)が成立する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、申込みを承諾しないことがある。</p> <p>(1)本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合 (2)申込者又は受講者が、過去に費用等の支払いを怠り、又は怠る恐れがある場合 (3)本サービス申込みの書類等に虚偽の事実を記入又は入力した場合 (4)本サービスの提供にあたり支障があると当社が合理的に判断した場合 (5)申込者又は受講者が、過去に当社が定める利用規約等(本規約に限られないものとする。)に違反したことがある場合 (6)申込者が、第15条に規定する不正投稿や不正行為等を行った場合 (7)前各号のほか、当社の業務遂行上支障があると当社が合理的に判断した場合</p>	(6) 追加
第14条(利用契約解除)	一	<p>申込者及び当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、相手方に対して何らの通知及び催告なしに、直ちに利用契約の全部又は一部につき履行を停止し、又は契約を解除することができる。</p> <p>(1)相手方が、本規約に基づく債務を履行せず、30日の期間を定めて催告したにもかかわらず当該期間内に債務の履行をしないとき。 (2)差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は民事再生手続開始、会社更生手続開始、破産手続開始若しくはその他の法的倒産処理手続開始の申立がなされたとき。 (3)事業の全部又は重要な一部を譲渡し、又はその決議をしたとき。 (4)自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至ったとき。 (5)競売を申し立てられ、又は仮登記担保契約に関する法律第2条に</p>	(10) 追加

		<p>基づく通知を受けたとき。 (6) 監督官庁から営業停止又は営業許可若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき。 (7) 資本の減少、営業の廃止、休止若しくは変更又は合併によらない解散の決議をしたとき。 (8) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。 (9) 公序良俗その他社会一般の法規に抵触する事態にある、又はそのおそれがあると判断されるとき。 (10) 申込者が第15条に規定する不正投稿や不正行為等を行ったとき。 (11) 不公正、欺瞞的ならびに非倫理的な行為に従事したとき。</p>	
第15条(申込みの拒否等)	一	<p>当社は、当社が運営するWEBサイト「@cosme」において商品を登録されている申込者が、当該サイトその他当社グループが運営するWEBサイトにおいて当社が別途指定する基準に基づく不正投稿や不正行為等を行った場合、当該申込者からの第3条第1項に基づく申込みを当社所定の期間承諾しない場合があるものとし、また、既に当該申込者と利用契約を締結している場合は、第14条第1項第10号に基づいて利用契約を直ちに解除できるものとします。</p>	第15条として追加